

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年12月28日

山形市監査委員 玉田芳和  
同 村山秀幸  
同 菊地健太郎  
同 武田 聡

### 記

#### 1 定例監査

- 1) 監査の対象部課等 教育委員会 学校教育課、少年自然の家、商業高等学校  
東小学校、鈴川小学校、金井小学校、明治小学校  
楯山小学校、桜田小学校、みはらしの丘小学校  
第六中学校、第八中学校、第十中学校
- (2) 監査の期間 令和4年11月4日から令和4年12月26日まで
- (3) 監査の範囲 令和3年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
教育委員会 学校教育課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 出張について、復命書による復命がされていないものがあった。
教育委員会 少年自然の家	指摘する事項はなかった。
教育委員会 小・中学校	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 防火対策において、消防計画に基づく回数の消防訓練を実施していなかった。(東小学校) 2 警備報告書において、次のようなものがあった。 (1) 火気の消し忘れについて、12月から3月の間で指摘があったもの(桜田小学校、第六中学校) ・ 桜田小学校 2日 2件 ・ 第六中学校 3日 3件

	<p>(2) 1階部分の未施錠・開放について、12月から3月の間で指摘があったもの（桜田小学校、第六中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 桜田小学校 2日 2件</li> <li>・ 第六中学校 11日 11件</li> </ul>
<p>教育委員会 商業高等学校</p>	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山形市立商業高等学校建築物環境衛生管理業務（長期継続契約）の委託契約事務において、業務実施伺が保存されていなかった。</p> <p>2 日本スポーツ振興センター給付金の支給事務において、支給が著しく遅いものがあった。</p>

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

## 2 随時監査

(1) 監査の対象部課等 教育委員会管理課

(2) 監 査 の 期 間 令和4年10月28日から令和4年12月26日まで

(3) 監 査 の 範 囲

定例監査対象の小中学校に係る令和3年度の財産の貸付、使用許可状況

(4) 監 査 の 結 果

部課等名	監査の結果
教育委員会 管理課	指摘する事項はなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。